# 学校いじめ防止基本方針

令和６年度

菊池市立旭志小学校

## ＜　目　次　＞

はじめに
第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
　１　いじめの防止等の対策に関する基本理念
　２　本校の基本方針の内容
　３　いじめの定義
　４　いじめの理解
（１）いじめの基本的な考え方
（２）犯罪につながるいじめ
（３）インターネットを通じて行われるいじめの特徴
　５　いじめ防止等に関する基本的な考え方
（１）いじめの防止
（２）いじめの早期発見
（３）いじめへの対処
（４）学校・家庭・地域住民との連携について
（５）関係機関との連携
（６）いじめが「解消している」状態

第２　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項
　１　いじめの防止等のために実施する施策
（１）学校いじめ防止基本方針の策定
（２）いじめ・不登校対策委員会の設置（常設）
（３）いじめ問題対策拡大委員会
（４）熊本県いじめ問題対策連携協議会、菊池市いじめ問題対策連携協議会との連携
（５）いじめ防止等のための取組
　①　いじめの未然防止　　②　いじめの早期発見
　③　いじめへの対処　　④　その他の取組

第３　重大事態への対処
　１　教育委員会又は学校による調査
（１）重大事態の発生と調査
　①　重大事態の意味について
　②　重大事態の報告
（２）学校又は教育委員会による調査
　①　調査の趣旨及び調査主体について
　②　調査を行うための組織
　③　事実関係を明確にするための調査の実施
　④　その他の留意事項
（３）調査結果の提供及び報告
　①　いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供
　②　調査結果の報告
（４）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
　①　再調査
　②　再調査の結果を踏まえた措置等

第４　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
　１　基本方針見直しの検討
　２　基本方針策定状況の公表
　３　熊本県教育委員会との連携

## はじめに

いじめは 、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校・学級においても、どの子どもにも起こり得ること、状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要がある。

菊池市においては、「文武両道・廉恥礼節」を教育理念として「人間尊重の精神を基底に人格の完成をめざし、学校と家庭・地域社会との連携のもと、学校評価の充実等により、地域とともにある学校づくりを推進し、幼児児童生徒の学力の充実と健全な心身の育成に努め、生涯学習社会を展望した教育指導を推進する」を教育目標としている。

校内いじめ不登校対策委員会を定期的にかつ実情に応じて開催し、いじめの未然防止に取り組んでいるところであるが、アンケート調査においても、いじめられたという記述があり、いじめを防止するとともに、いじめに対しては実態を早期に把握し、早急に適切な対策を講じる必要がある。

本校のいじめ防止基本方針（以下、本校の基本方針）は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１２条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。平成２９年３月１４日最終改定。以下「国の基本方針」という。）やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）、熊本県「いじめ防止基本方針」（平成２５年１２月策定。令和２年１１月第３版改訂。以下「県の基本方針」という。）、菊池市「いじめ防止基本方針」（平成２６年３月策定。以下「市の基本方針」という。）を踏まえ、本校が菊池市教育委員会、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### １　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解することが大切である。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命･心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

### ２　本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめ問題への対策を組織的に進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域住民や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

基本方針の実現のためには、地域住民や家庭に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の浸透や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

### ３　いじめの定義

> （定義）
> 第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表現的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじ

めに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や塾やスポーツクラブ等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

【具体的ないじめの態様】

〇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
〇仲間はずれ、集団による無視をされる
〇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
〇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
〇金品をたかられる
〇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
〇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
〇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（出典「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」（文部科学省））

## ４　いじめの理解

### （１）いじめの基本的な考え方

いじめは、どの学校・学級でも、どの子どもにも起こりうるものであるがその責任をいじめられる側に求めてはならない。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。

いじめは、いじめの加害／被害という二者関係だけではなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心者」の存在によって成り立っており、学級やスポーツクラブ等の所属団体の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）も深く影響している。

### （２）犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉でその行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合がある。児童に対し、いじめの行為の中には犯罪に該当する行為があることを指導しておく必要がある。

**【学校において生じる可能性がある犯罪行為等について（事例）】**

- 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする　→**【暴行】（刑法第２０８条）**
- 顔面を殴打し、あごの骨を折るケガを負わせる　→**【傷害】（刑法第２０４条）**
- プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする　→**【暴行】（刑法第２０８条）**
- 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる　→**【強要】（刑法第２２３条）**
- 〃　、性器を触る　→**【強制わいせつ】（刑法第１７６条）**
- 〃　、現金等を巻き上げる　→**【恐喝】（刑法第２４９条）**
- 教科書等の所持品を盗む　→**【窃盗】（刑法第２３５号）**
- 自転車を故意に破損させる　→**【器物損壊】（刑法第２６１条）**
- 学校に来たら危害を加えると脅す、メールを送る　→**【脅迫】（刑法２２２条）**
- 校内や地域の壁、掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書く　→**【名誉棄損、侮辱】（刑法第２３０、２３１条）**
- 携帯電話で児童の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する　→**【児童ポルノ提供等】（児童買春・児童ポルノ禁止法第７条）**

（出典「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」（文部科学省））

### （３）インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネット上でのメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）※1等を利用したいじめは、以下のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- 匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- 情報のやり取りが安易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- 画像や動画の所持・加工・拡散といった２次的被害が生じやすく、削除が困難である。
- パスワードをかけたなかま内で発生していることがある。　等

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。よって、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことが必要である。

※１「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）」
参加者が互いに友人を紹介し合って、新たな交遊関係を広げることを目的に設けられたインターネット上のサイトのこと。

## ５　いじめの防止等に関する基本的な考え方

### （１）いじめの防止

いじめは、どの学校･学級でも、どの子どもにでも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、下記のような関係者が一体となった継続的・協働的な取組を行う。

○学校教育の根幹に人権教育を据え、児童の豊かな情操や道徳心、社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
○すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
○自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力を養う。
○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
○すべての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を持つことができる学校生活づくりに努める。
○いじめ問題への取組の重要性について地域住民や家庭の認識を深め、家庭と地域が一体となった、情報モラルの醸成を含めた取組の推進に努める。

### （２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識するとともに、わずかな兆候であっても、いじめの可能性を考えて、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることがないよう、積極的に対応することが必要である。

また、いじめを受けていても様々な理由から本人がそれを否定する場合も多々あることを踏まえ、いじめはどの児童にも起こり得るものであり、その相談をすることは決して恥ずかしいと思うことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や普段の様子をきめ細かく観察するなどして確認していくことも必要である。さらに、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起きたときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することも必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめの早期発見のため、次の活動に取り組む。

○定期的なアンケート調査や教育相談の実施、その結果を児童や保護者・地域に向けて学校便り等で公表する。
○電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
○家庭や地域住民と連携して児童を見守る活動等を行う。

**（３）いじめへの対処**

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめられたとされる児童に対して事情を確認したうえで、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や菊池市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図ることが必要である。

このため、教職員は日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とする体制整備を行うことが必要である。

**（４）学校・家庭・地域住民との連携**

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域住民との連携が必要である。ＰＴＡや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したり、「心のアンケート」等の調査結果や学校・児童会等の取組を適切に情報提供したりするなど、いじめの問題について学校・家庭・地域住民が連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校・家庭・地域住民が組織的に連携・協働する体制を構築する。

**（５）関係機関との連携**

いじめの問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を挙げることが困難な場合等には、関係機関（菊池市教育委員会、菊池市子育て支援課、警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を行う。そのためにも日頃から担当者同士の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含ま

れる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### （６）いじめが「解消している」状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の２つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも３ヵ月継続していることとする。

ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安にかかわらず、いじめ不登校対策委員会の判断をもとに、より長期の期間を設定する。相当の期間が経過するまでは、教職員で被害／加害児童の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

行為が止んでいない場合は、相当の期間を改めて設定し、状況を注視する。

#### ②　被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身に苦痛を感じていないと認められることとする。

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する。いじめ不登校対策委員会において、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでひとつの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを肝に銘じ、当該いじめの被害児童及び加害児童を全教職員で日常的に注意深く観察する。

## 第２　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### １　いじめの防止等のために実施する施策

#### （１）学校いじめ防止基本方針の策定

法第１３条に基づき、国の基本方針と県・菊池市の基本方針を参酌し、本校ではどのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。その内容としては、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・事案対処のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等などを具体的に定めたり、これらに関する年間計画（学校いじめ防止プログラム等）を定めたりすることが考えられる。また、学校基本方針は学校ホームページへの掲載その他により、入学時・各年度の開始時に児童や保護者等に対して説明・周知するものとする。

#### （２）いじめ・不登校対策委員会の設置（常設）

学校は、法第２２条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、学校組織の中にその中核となる「いじめ・不登校対策委員会」を置く。

**①　目的**

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うことや、いじめの早期発見・事案対処に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には迅速かつ積極的な対応を行う。また、必要に応じて、学校基本方針が適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行うこととする。

**②　構成**

校長、教頭、教務主任、人権教育主任、生徒指導主任、低・高学年部各代表、養護教諭、関係担任等を基本とし、事案に応じて臨時に参加者を増やす。（心理・福祉に関する専門的な知識を有する者：家庭教育相談員等、菊池市教育委員会職員、菊池市子育て支援課、菊池市スクールサポーター、菊池教育事務所ＳＣ、菊池市ＳＳＷ）。

**③　役割**

○未然防止の推進等、学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
○教職員の共通理解と意識啓発、児童や保護者・地域住民に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
○個別面談や相談の受け入れ及びその集約（情報収集・共有化等）
○いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約（事実関係の

把握・組織的判断等）
○発見されたいじめ事案への対応
（緊急会議の招集・運営・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応、情報の集約と記録・共有化等）
○重大事態への対応

【組織図】

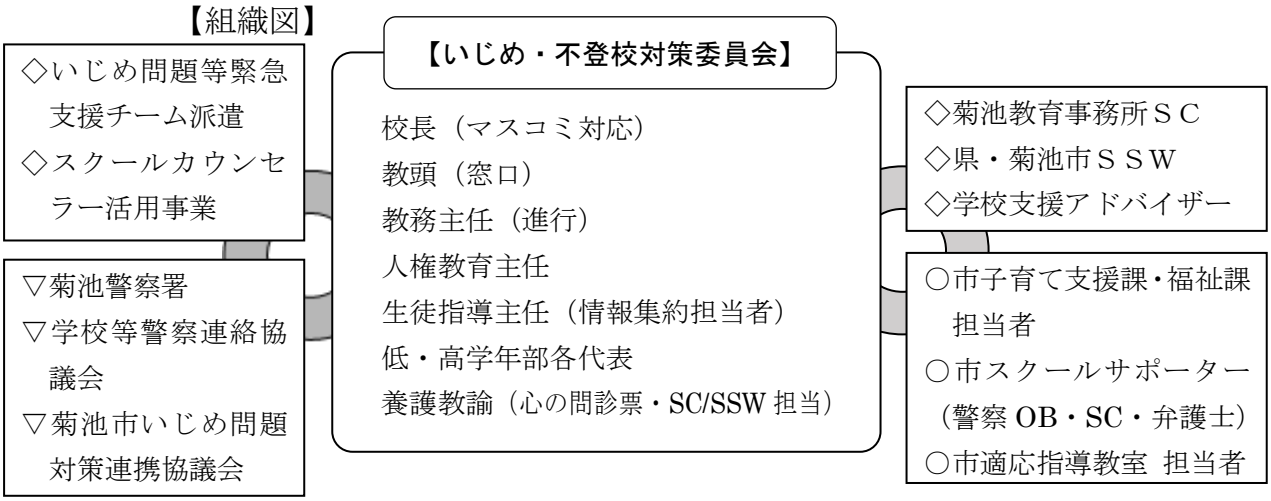


### （３）いじめ問題対策拡大委員会

学校組織に常設のいじめ・不登校対策委員会に学校運営協議会等の組織を加え、必要に応じて拡大委員会を開き、家庭や地域住民との連携につながる取組を行う（進捗状況の説明、広報活動、意見交換等）。

【組織図】

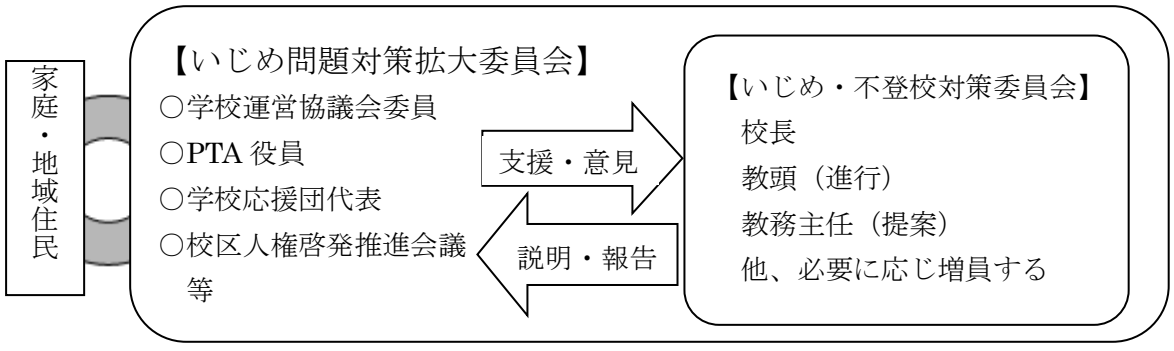


### （４）熊本県いじめ問題対策連携協議会、菊池市いじめ問題対策連携協議会との連携

法第１４条第１項の規定による熊本県いじめ問題連絡協議会や菊池市いじめ問題連絡協議会と連携が進むよう、本校の窓口を教頭とする。

## （５）いじめ防止等のための取組

### ①　いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくり・集団作り・学校づくりを行っていくことである。

#### ア　いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長を始めすべての教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を助長することにもなるという認識を持つ。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となり得るという認識を持ち、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

また、道徳教育、人権教育及び体験活動を充実させるとともに、「子どもの居場所づくり推進テーブル」４つの視点（人間関係・信頼関係・一致団結・連携協働）に基づく生徒指導の計画的実施に努める。

さらに、家庭や地域との共通理解のもと、地域学校協働活動をとおして、異年齢集団を始め、様々な人と触れあう活動や豊かな体験の機会を設ける。その中で自ら主体的に考え、なかまと互いに協力しあって行動することで、児童は他者理解を深め、コミュニケーション能力の向上及び他者への思いやりの心を育む。同時に、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、学校運営協議会及び地域学校協働活動本部を通じて地域と組織的に連携・協働していく。

#### イ　わかる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で最も長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、だれ一人取り残すことのない、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりを進めていくことが大切である。「熊本の学び推進プラン―熊本の未来の創り手となる子供たちの学び―」（令和元年１２月　熊本県教育委員会）を参考に授業改善を推進することが必要である。

#### ウ　障がいのある児童等への支援

・発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、当該

児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

・海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差等を理由にいじめが行われることのないよう、外国籍児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、LGBTQ 等について、教職員の正しい理解の促進や学校での必要な対応について周知する。
・大震災や洪水、噴火等により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）については、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
・上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を継続的に行う。

**エ　自己有用感※2や自己肯定感※3の涵養**

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすために、すべての児童が「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、「だれかの役に立っている」と感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

※2「自己有用感」
　他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

※3　「自己肯定感」
　「ありのままの自分でいいんだ」など、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

**オ　児童が自らいじめを学ぶ機会の設定**

児童自らがいじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。また、「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を通して、児童会が主体となる取組も推進する。

### ②　いじめの早期発見

早期発見の基本は、児童の小さな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応することである。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは絶対に避けなければならない。

#### ア　いじめに関する通報及び相談を受け付ける相談機関の体制整備

「熊本県２４時間子どもＳＯＳダイヤル」等のいじめに関する通報及び相談を受けるための相談機関を周知徹底するなど、児童がいつでも相談できる体制を整備する。

【電話相談の窓口】
☆熊本県２４時間子どもＳＯＳダイヤル
0120-0-78310（なやみ言おう）
☆菊池教育事務所 相談窓口　0968-25-3351
☆熊本いのちの電話　096-353-4343
0120-783-556（フリーダイヤル）
☆子どもの人権１１０番
0120-007-110（フリーダイヤル）
☆チャイルドライン　0120-99-7777（フリーダイヤル）

#### イ　アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や教育相談を年間計画に基づいて実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、児童の見守り等を家庭や地域住民と連携しながら行う。

#### ウ　教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてあり得ることを踏まえ、日常的な人間関係づくりが必要である。日頃の会話や声掛け、「心のアンケート」、「心の問診票」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」などのアンケート調査とその結果をもとにした教育相談、生活日記や班日記等での交流をとおして信頼関係を構築し、交遊関係や悩みを把握するよう努める。

#### エ　家庭や地域との連携・協働

保護者アンケート（学校評価アンケート）や学級懇談、２者面談、家庭訪問等をとおして家庭との連携を図るとともに、日頃から校区の

公民館や見守り隊、ＰＴＡ、地域の関係団体（校区人権啓発推進会議等）学校運営協議会等との連携を促進し、学校と家庭、地域住民が組織的に連携･協働する体制を構築し、情報の共有化を図る。

**オ　教職員間の情報共有**

いじめについて集まった情報は、たとえわずかな兆候であってもいじめの可能性を考えて早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、学校全体で組織的に対応することが必要である。

**③　いじめへの対処**

いじめを発見したり通報を受けたりした場合には、特定の職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

**ア　組織的な指導体制の確立**

学校は、「いじめ・不登校対策委員会」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちにその行為を止めるとともに、「いじめ・不登校対策委員会」の情報集約担当者（生徒指導担当）に情報を報告・共有した後、対応方針を決定し、組織的に対応する。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解を深めておく。

**イ　関係機関との連携**

（ア）児童等からいじめに係る相談を受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行い、その結果を教育委員会に報告する（法第２３条２項）。

（イ）いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを受けたとされる児童に対して事情を確認する。また、いじめを行った児童については、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、心理・福祉に関する専門的な知識を有するものの協力を得つつ関係児童・保護者に対する支援と助言を継続的に行う（法第２３条３、４、５項）。

（ウ）関係者の事実確認には、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的な対応を行う。また、家庭訪問や教育委員会への連絡・相談

や、事案に応じ、関係機関との連携を早急に行う。

（エ）いじめを受けた児童と、いじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校相互間の連携・協力体制をとり、いじめの解決にあたる。また、学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて日頃からの連携・協力体制を構築しておく。

（オ）いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申し合わせ事項による相談基準に基づいて、適時適切に相談を行う（法第２３条６項）よう、警察との連携・協力体制を普段から整えておく。

**ウ　インターネットを通じて行われるいじめへの対応**

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、学校は直ちに削除するための措置をとる。速やかに削除することが難しい吐合には、菊池市教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、児童が悩みを抱え込まないよう、フェイスブックやライン等のインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関を周知するとともに、学校教育活動全体をとおして、情報安全・情報モラル教育の充実を図る。

（年間計画に位置づける）

インターネットを通じて犯罪等の被害／加害になり得ることも含め後述の「インターネットを通じて行われるいじめの特徴」を家庭内でも十分話し合い、インターネット接続機器の取扱いについて、フィルタリングの設定（青少年インターネット環境整備法（H29））や「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用５か条」を配付し、家庭内でのルール作りを行う等、家庭と学校の連携した対応を図る。

**④　その他の取組**

○　各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。

○　熊本県子ども人権フェスティバル等への参加や校内人権フェスティバル、旭志っ子集会等における児童を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力を育てる。

○　学校改革を進め、教職員が児童と向き合う時間を確保し、児童の変化に迅速に対応することができるようにする。

○　「熊本県子どもいじめ相談電話」や県立教育センターにおける教育相談等いじめに関する通報及び相談を受けるための相談機関の周知を徹底する。

## 第３　重大事態への対処

### １　教育委員会又は学校による調査

#### （１）重大事態の発生と調査

##### ①　重大事態の意味について

**ア　生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（法第２８条第１項）**

○児童が自殺を企図した場合
○身体に重大な障がいを負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合　　等

**イ　相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い**

○「相当の期間」の目安は年間３０日　　（法第２８条第２項）
○一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手すること

> ※児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

##### ②　重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、菊池市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

#### （２）学校又は教育委員会による調査

いじめの重大事態については、国及び熊本県、菊池市の基本方針及び重大事態ガイドラインを踏まえ、適切に対応する。

##### ①　調査の趣旨及び調査主体について

**ア　調査の趣旨**

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資する。

**イ　調査主体の判断**

重大事態が発生した場合、教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。教育委員会の指導の下、学校が主体になって調査を行うが、以下のような場合は教育委員会が主体となって調査を行う。

・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合
・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

### ②　調査を行うための組織

#### ア　学校が調査主体となる場合

学校が調査の主体となる場合、「いじめ・不登校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を設ける。

#### イ　教育委員会が調査主体となる場合

対策委員会を招集し調査を行う。また、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

### ③　事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事象や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応した等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

#### ア　いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う（質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

#### イ　いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議のうえ、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

**＜自殺の背景調査における留意事項＞**

児童の自殺という事態が起こった場合の調査は、その後の自殺

予防に資する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその原因として疑われる場合の背景調査の方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成２６年度７月　児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

**④　その他の留意事項**

重大事態が発生した場合、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童・保護者・地域住民にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する。

**（３）調査結果の提供及び報告**

**①　いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供**

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合において、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

**②　調査結果の報告**

調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合、学校はいじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通じて市長に提出する。

### （４）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

#### ①　再調査

上記②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

再調査についても、学校又は教育委員会による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童又はその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### ②　再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、市長と協議のうえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、指導主事や県教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、SC や SSW、学校支援アドバイザーなどの追加配置等の必要な措置を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については個々の事案に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を行う。

## 第４　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### １　基本方針の見直しの検討

本校の基本方針策定から、３年の経過を目処として、適切に機能しているかどうかについて基本方針の見直しを検討する。

### ２　基本方針策定状況の公表

学校基本方針策定後、速やかに、いじめ問題対策拡大委員会を開催し、保護者や地域に対する公表等の啓発活動を行う。

### ３　熊本県教育委員会との連携

学校で重大事対等が発生した場合、菊池市教育委員会を通して、外部の専門家等からなる支援チームの派遣を要請する。

### ４　情報集約者の役割

・いじめに関する情報を整理し、対応を管理職と検討する。
・必要があれば、報告者に確認をとり、関係者から聴き取り等を実施する。
・緊急性が高い場合は、「いじめ対策会議」を招集し、対応する。
・管理職と密に連絡をとる。

令和２年　　９月１日改訂
令和２年　１１月１日改定